

提出写真についての説明

[写真1] 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

[審査のポイント]

浄化槽設備士が工事を実地で監督しているか。又は自ら工事を行っているか。

[解説]

(法令等)

《浄化槽法》

第29条 3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯しなければならない。

第30条 浄化槽工事業者は、建設省令で定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の建設省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

《浄化槽工事業に係る登録等に関する省令》

第9条 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録番号及び登録年月日
- 三 浄化槽設備士の氏名

2 法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識は、別記様式第8号によるものとする。

3 法第33条第2項の規定により浄化槽工事業者とみなされた者(以下「特例浄化槽工事業者」という。)については、前2項の規定は、第1項第二号中「登録番号及び登録年月日」とあるのは「届出番号及び届出年月日」と、前項中「別記様式第8号」とあるのは、「別記様式第9号」と読み替えて適用する。

別記様式第8号(第9条関係)

|←40センチメートル以上→|

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事(登) 第 号
登録年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

—
↑
35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓
—

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては、当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

別記様式第9号(第9条関係)

|←40センチメートル以上→|

浄化槽工事業者届出票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
届出番号	知事(登) 第 号
届出年月日	年 月 日
浄化槽設備士の氏名	

—
↑
35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓
—

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては、当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

[写真のポイント]

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地で作業に当たっていることが分かる写真を写すことがポイントになる。

浄化槽設備士が、正面を向いて、前記の標識を掲げ、背景に工事を行う場所(設置予定地)の周辺状況(地面、家屋等)とともに写っていることが必要である。

尚、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。

[写真2] 基礎工事の状況を示す写真

[審査のポイント]

栗石地業及び捨てコンクリートを打っているか。

[解説]

(作業内容について)

- ① 掘削後、栗石地業を行い、十分に突き固める。
- ② 捨てコンクリートを水平に打ち、所定の深さにする。(省略することもできる。その場合は、基礎コンクリートの厚さを十分に保つこと。)
- ③ 基礎コンクリートは、中に配筋を施す等、強度を十分に保ち、水平に打つ。
- ④ 不等沈下防止の為、コンクリートを打った後は、必ず十分な養生の期間をもつ。

(法令等)

《浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令》

第1条 六 基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

七 基礎の状況等に関する記録を作成すること。

八 コンクリートの打ち込みは、打ち上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

[写真のポイント]

この写真では、不等沈下防止の為の基礎工事を行ったことが分かる写真を写すことがポイントになる。

- ① 栗石地業を行ったことがわかる写真すなわち、栗石の突き固め終了後、深さの分かるスケールとともに写す。
- ② 下部スラブの写真すなわち、配筋状況を写す、また、十分な養生の期間終了後にコンクリートを水平に打っていることが分かる水準器とともに写す。コンクリートの厚さが分かるスケールとともに写す。
- ③ 基礎コンクリートの水平検査を実施している写真を写す。

[写真3] 本体及び配管保護の状況を示す写真

[審査のポイント]

本体、流入管及び放流管に変形、破損の恐れがないか。

[解説]

(作業内容について)

- ① 型式適合認定書別添仕様書及び図面を遵守する。
- ② がけ下、交通量の多い道路端、家の基礎等に接して浄化槽を設置している場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設ける等の対策を講じておく。
- ③ 上部の利用状況によっては、基礎コンクリートの上に支柱をたてる等、荷重により本体に変形等が生じないように対策を講じておく。
- ④ 流入管・放流管をやむを得ず露出配管にする場合、直射日光等により劣化を防ぐ為、テーピング等を施す。

[写真のポイント]

この写真では、本体、流入管及び放流管の変形、破損を防止するための措置を行ったことが分かる写真を写すことがポイントになる。

- ① 擁壁内部に鉄筋を入れていることがわかる写真を写す。
- ② 基礎コンクリートの上に支柱をたてていることがわかる写真を写す。
- ③ 上部スラブの写真すなわち、配筋状況がわかる写真を写す。
- ④ 露出配管（流入管及び放流管）にテーピング、ペンキ塗り等が施されていることがわかる写真を写す。

[写真4] 据付工事の状況を示す写真

[審査のポイント]

水張りを行い、水平を保ちつつ、水締め及び突き固めを行っているか。

[解説]

(作業内容について)

- ① 据え付け時には、石等を落とさないように静かに本体を吊りおろし流入管底や放流管底のレベル及び本体の水平の確認を行う。
- ② 次のような理由から埋め戻しの前には、必ず水張りを行うこと。
 - ア 水張りにより、本体を安定化させ、埋め戻しの際に本体が据え付け位置からずれたり、水平が狂うことを防止する。
 - イ 水張りにより、埋め戻しの際の土圧により生じる本体及び内部設備に変形等が生じることを防ぐ。
 - ウ 水張りにより、水準目安線等から水平を確認する。
なお、水張りの途中であっても、ア、イ、ウの要件を満たせば③の埋め戻しの作業に入ってもよい。
- ③ 石等の混入していない良質の土砂等を用いて周囲を均等に埋め戻す。
埋め戻しの際には、水締め及び突き固めの作業を数回に分けて行う。
FRP製浄化槽は本体の中央部がふくれた形のもが多く、まず、下半分を水締めによって完全に突き固め、その後同様に上半分の埋め戻しを行う。このような注意を怠ると、下部に空隙を生じ、不等沈下や破損の原因になる。

(法令等)

《浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令》

第1条 五 二 埋戻しを行う場合は、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ 法第13条第1項又は第2項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

[写真のポイント]

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋め戻しの作業を行っていることが分かる写真を写すことがポイントになる。

その為には、以下の道具等が写っていることが必要である。

ア 本体の水平を確認するための水準器。

(これに代えて、水準目安線や越流せき、流入、放流、移流管等の状況を浄化槽設備士等が確認していることを写した別の写真でも良い。

イ 埋め戻しの高さを示すスケール

ウ 水張り及び水締めに用いるホース

エ 突き固め用の器具(突き棒、ランマー等)及び埋め戻しに用いた土砂(本体を傷つける恐れのある石等が混ざっていない土砂)

[写真5] かさ上げの状況を示す写真

[審査のポイント]

バルブ操作等の維持管理を容易に行うことができるか。

[解説]

流入管が長いと勾配を確保するために本体を深埋めする場合がある。その際にマンホール蓋と本体との間にマンホールカラーを用いて、マンホール蓋のかさ上げを行うことになる。

かさ上げの高さは、以下の要因から制約を受ける。

ア 保守点検時に、バルブ等の操作や薬剤の補充を行えるように、確実に手が届くこと。

イ 目視により、槽内の外観（スカムの発生状況、接触ばっ気槽の水流、移流管等）点検が可能なこと。

ウ 深埋めによって、より大きな土圧がかかり、本体及び内部設備の変形破損を生じる恐れがないこと。

維持管理を容易に行うことができるかさ上げの高さは、マンホールの大きさやバルブの位置等によって異なるが、ア、イ、ウを考慮すると、当面概ね30cm以内にするのが適当と考えられる。

尚、30cmを超える場合には、ピット構造にする等の対策がいる。

[写真のポイント]

マンホール蓋の高さから、バルブ操作などの操作を容易にできることが分かる写真を写すことがポイントになる。

その為には、バルブの上端からマンホール蓋までの距離が分かるようにスケールを当てた写真を写すことが必要である。

[写真6] 浄化槽設置工事が完了したことを証する写真

[審査のポイント]

浄化槽設備士が実地に浄化槽設置工事の完了検査をしているか。

[解説]

(法令等)

《浄化槽法》

第29条 3 浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行うときは、これを浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。

ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りではない。

4 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、建設省令で定める浄化槽設備士証を携帯しなければならない。

[写真のポイント]

この写真では、当該浄化槽の設置場所で、浄化槽設備士が実地に浄化槽設置工事の完了検査をしていることが分かる写真を写すことがポイントになる。

浄化槽設備士が、正面を向いて、前記の標識を掲げ、浄化槽（コンクリートスラブ全体）及びその周辺状況（地面、家屋等）とともに写っていることが必要である。

尚、標識板の記載事項が判読できることが望ましい。